

第 236 回 総 会

南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

令和 7 年 2 月 13 日

南 部 町 農 業 委 員 会

236回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 令和7年2月13日(木) 午後2時5分

2. 閉会年月日 令和7年2月13日(木) 午後2時45分

3. 開催場所 南部町役場

4. 出席委員(14人)

会長 4番 中村文男

会長職務代理 9番 川守田雄一

委員 1番 佐々木正義 2番 石橋薫
3番 夏坂元一朗 5番 夏堀健一
7番 山田憲幸 10番 佐々木一雄
11番 佐々木徳志 12番 三浦恵美子
13番 赤石敏文 14番 高橋勝敏
15番 河守田雄一 16番 工藤信仁

5. 欠席委員(2人) 6番 梅内道子 8番 堀内重男

6. 会議書記

事務局長 野月正治

主幹 佐藤弓孔

主査 宮野健人

7. 会議日程

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 報告第11号 貸貸借合意解約書の受理について

日程第5 議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第6 議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第7 議案第34号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

日程第8 議案第35号 贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明(農業経営)について

日程第9 議案第36号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について

日程第10 議案第37号 地域計画における目標地図素案の決定について

<p>事務局長 中村会長</p>	<p>出席予定の委員がおそろいですので、総会を開催したいと思います。</p> <p>はじめに、始礼を行います。</p> <p>・起立　　・礼　　・直れ</p> <p>農業委員会憲章の唱和を行います。</p> <p>5番　夏堀　健一　委員の音頭で行います。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>(全員、憲章を唱和)</p>
<p>中村会長 事務局長</p>	<p>ご着席ください。</p> <p>ただいまから</p> <p>第236回南部町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、中村会長より、ごあいさつをお願いいたします。</p>
<p>中村会長 事務局長</p>	<p>「あいさつ」</p> <p>本日、6番　梅内道子　委員・8番　堀内重男　委員から欠席の旨の連絡がありました。</p> <p>出席委員は16名中14名で、委員定数に達しておりますので、第236回総会は成立しております。</p> <p>それでは、南部町農業委員会会議規則第7条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は中村会長をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時5分)</p>
<p>議　　長</p>	<p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>本日の会議日程は、ご配布のとおりです。</p> <p>日程第1　会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第16条第1項の規定により、議長が指名します。</p> <p>9番　　川守田　雄一　委員</p> <p>10番　　佐々木　一雄　委員を指名いたします。</p>
<p>議　　長</p>	<p>次に、日程第2　会期の決定を議題にします。</p> <p>本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議　　長</p>	<p>ご異議なしと認め、会期を本日1日に決定します。</p> <p>次に、日程第3　諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、ご配布のとおりです。</p> <p>朗読は省略します。</p> <p>次に、日程第4　報告第11号　「貸借借合意解約書の受理について」を報告します。</p> <p>報告の説明を求めます。</p> <p>佐藤主幹</p>
<p>佐藤主幹</p>	<p>報告第11号について、説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法により貸借借をした契約について、貸付人と借受人の合意</p>

<p>議 長</p>	<p>による解約書を受理したので報告するもので、1件です。</p> <p>農地の所在地、地目、面積、貸付人住所、氏名及び借受人住所、氏名は報告書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は令和2年4月1日から令和12年3月31日まででした。</p> <p>今回、合意解約した日、合意解約が成立した日は令和7年1月7日、土地の引渡しの時期は令和7年1月8日、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>次に、日程第5 議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤主幹</p>
<p>佐藤主幹</p>	<p>議案第32号について、説明いたします。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請は2件で、所有権の移転に関するものです。</p>
<p>佐藤主幹</p> <p>議 長</p>	<p>調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。</p> <p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>農地調査員</p>
<p>調査員</p>	<p>本日、梅内農業委員、黒坂推進委員が欠席のため、佐藤から説明いたします。</p> <p>去る2月3日、梅内農業委員、黒坂推進委員と南部町役場2階相談室において、議案第32号と議案第33号について、調査を行いましたので説明します。</p> <p>議案第32号について、農地法第3条第2項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の申請理由は、譲受人が贈与を受けて、農業経営規模を拡大するため申請地を取得するものです。</p> <p>番号2番の申請理由は、譲受人が贈与を受けて、新規に営農するため申請地を取得するものです。</p> <p>調査の結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第32号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、日程第6 議案第33号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。</p>

	<p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤主幹</p>
佐藤主幹	<p>議案第 33 号について、説明いたします。</p> <p>農地法第 5 条の規定による許可申請は 1 件で、賃貸借に関するものです。</p> <p>なお、別紙資料に案内図及び配置図を添付しておりますので、参考にしてください。</p> <p>調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。</p>
議長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p>
農地調査員	<p>農地調査員</p> <p>議案第 33 号について、農地法第 5 条第 2 項の各号に掲げる転用許可の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、申請人の氏名・住所は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の申請理由は、申請地を借り受けて、薬王堂の店舗建築及び駐車場を整備するために転用するものです。</p> <p>調査の結果、転用内容は転用許可基準に照らし、許可相当と認められます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p>
佐藤主幹	<p>佐藤主幹</p> <p>議案第 33 号について、補足説明いたします。</p> <p>番号 1 番の申請地の位置ですが、福地・苫米地地区で福地支所から北東に約 280m に位置し、北、西、南側は宅地、東側は畑となっております。</p> <p>農地区分については、「南部町役場からおおむね 300m 以内の区域」と認められることから、第 3 種農地と判断されます。</p> <p>第 3 種農地の転用は、許可することができることから、転用目的は問題ないと考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>議案第 33 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 33 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することに決定します。</p> <p>次に、日程第 7 議案第 34 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。</p>
佐藤主幹	<p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤主幹</p> <p>議案第 34 号について、説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は、5 件です。</p>

	<p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の利用目的は樹園地、期間は 1 年 2 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 3,703 円です。</p> <p>番号 2 番の利用目的は田、期間は 5 年 2 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 3,132 円です。</p> <p>番号 3 番の利用目的は田、期間は 9 年 11 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。</p> <p>番号 4 番の利用目的は畑、期間は 9 年 11 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 12,461 円です。</p> <p>番号 5 番の利用目的は畑、期間は 10 年 1 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 9,900 円です。</p> <p>以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議 長	<p>議案第 34 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 34 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。</p>
佐藤主幹	<p>次に、日程第 8 議案第 35 号「贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明について」を議題とします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤主幹</p> <p>議案第 35 号について、説明いたします。</p> <p>贈与税の納税猶予及び不動産取得税の特例を受けている受贈者は、租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項の規定、並びに地方税法附則第 12 条第 1 項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの承認を求めるものであります。</p> <p>受贈者の氏名、住所、農地等の贈与を受けた年月日については、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の対象となる事由は贈与税と不動産取得税です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>議案第 35 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 35 号「贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明</p>

<p>議 長 佐藤主幹</p>	<p>について」は、承認することに決定しました。</p> <p>次に、日程第9 議案第36号「荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について」を議題とします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤主幹</p> <p>議案第36号について、説明いたします。</p> <p>本案件に掲げる土地は令和6年度の農地パトロールで非農地と判断した土地です。</p> <p>農林水産省の制定した「農地法の運用について」第4にあります、農地パトロールで遊休農地とされ、かつ農地として復元するのが著しく困難な場合、復元しても継続利用することができないと見込まれる場合に該当することから、農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地として決定を求めるものです。</p> <p>今後、所有者に非農地通知と地目変更登記の依頼を送付するとともに関係各所に非農地通知を発出した旨を報告し、農地台帳から削除することになります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第36号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長 佐藤主幹</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第36号「荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について」は、原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、日程第10 議案第37号「地域計画における目標地図の素案の決定について」を議題とします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤主幹</p> <p>議案第37号について、説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、従来の人・農地プランに代えて、地域計画を令和7年3月末までに定めることとされました。この地域計画では、農業経営基盤強化促進法第20条第2項の規定に基づき、守るべき農地の10年後、目指すべき農地利用の姿で、農地1筆ごとに誰が担うかを明確にした「目標地図」の素案を農業委員会が作成し、市町村に提出することとなっております。</p> <p>これを受け、農地の現況、令和5年10月に町内2,000㎡以上の農地を所有又は耕作している農家への意向調査を行い、令和6年9月に各地区で行った座談会での意向を反映させて目標地図の素案を作成しております。</p> <p>この目標地図の素案を別紙のとおり決定してよろしいか審議するものです。</p> <p>別紙をご覧ください。3地区の目標地図の素案を縮小したものとなっております。</p> <p>ご覧いただいている地図は、耕作者として位置付ける者をアルファベットで表記し、担い手の種類別に着色しております。</p> <p>赤は、認定農業者、緑は、認定農業法人、水色は、認定新規就農者、ピンクは、基本構想水準到達者、オレンジは、認定農業者、認定農業法人、認定新規就農者、基本構想</p>

<p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>水準到達者等の地域計画上の担い手ではないが、目標地図に位置付ける者、クリーム色は同じく地域計画上の担い手ではないが、現状維持と回答のあった農業者、グレーは、規模縮小、売りたい、貸したいと回答のあった農地で、座談会で受け手が決まらなかった為、今後検討する農地、白は、意向調査の回答が返ってこなかった農地となっております。</p> <p>意向調査の回答率が約 50%だった為、地図の白色部分が多くなっておりまして、今後は、意向調査の回答が返ってこなかった方を対象に、もう少し簡単な調査を行うなど、意向の把握につなげていけるよう検討していきたいと思っています。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>議案第 37 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 37 号「地域計画における目標地図の素案の決定について」は原案のとおり、承認することに決定しました。</p> <p>以上で、本日の日程は全部終了いたしました。</p> <p>第 236 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>ごくろうさまでした。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 4 5 分)</p> <p>終礼を行います。</p> <p>・起立 ・礼 ・直れ ・着席</p>
-----------------------	---

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 7 年 2 月 13 日

南部町農業委員会会長.....

南部町農業委員会委員.....

南部町農業委員会委員.....